

人権擁護における障害がある方の 意思決定・意思表示の重要性

弁護士法人岡山パブリック法律事務所
社会福祉士 新名雅樹

虐待防止や差別の解消、成年後見等 の法整備における課題

- 障害者虐待防止法(2012年)
 - 虐待の定義や市町村の責務、通報等対策などが法として明確になる
 - 通報「義務」が十分に浸透しない、「防止」であり「禁止」ではない
 - 被虐待者本人に訴える力がなければより不利な状況になりやすい

虐待防止や差別の解消、成年後見等の法整備における課題

• 障害者差別解消法(2016年)

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- 行政機関による障害者に対する『差別的取り扱い』を禁止し、また『社会的障壁の除去』を実施するための合理的配慮を要求
- 民間の事業者による『差別的取り扱い』を禁止しているものの、『社会的障壁』の除去は努力義務

虐待防止や差別の解消、成年後見等の法整備における課題

• 成年後見制度(2000年 民法改正)

- 判断能力が低下した人の財産を守ることや各種契約行為など、虐待防止の観点も含め一定の成果や効果があがってきている
- 成年被後見人、被保佐人、被補助人(取消権・同意権がついた場合)は、制限行為能力者と位置づけられ、自分では有効な法律行為ができない人と位置づけられる
- 後見人等による代理行為⇔被後見人等の意思決定
- 後見人等の成り手の確保が不十分

障害者権利条約の批准と 障害者の権利に関する指摘

- 2014年1月、日本は障害者権利条約を批准
- 日本政府の報告書は、国連の権利委員会に2016年には提出され、2018年頃には審査が行われる予定
- 成年後見制度は「条約第12条2項」に抵触する可能性
 - 代理権や取消権など、およそ第三者による代行決定を否定しているように解釈できる
 - 研究レベルでも現在の日本の成年後見制度がそのまま条約に適合しているという見解ではない
- 世界的な論議と日本国内の議論状況はかけ離れている
- 「本人の権利、意思及び選好の尊重が図られている」と言えるのか不明な点が多い

<参考> 障害者権利条約

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

1. 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
3. 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
4. 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
5. 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

障害者の権利における 意思決定・意思表示の重要性

【社会生活上の人間存在の価値】

- 「存在の尊重」
 - 人間としての存在そのものを尊重すること
 - 誰もが唯一無二の存在であり、命には限りがある
- 「主体性の喚起」
 - 問題を抱えているのはあくまでも本人
 - 問題解決の主体者を本人として支えていく
 - 本人が決めるプロセスを支える
- 「支え合いの促進」
 - 「もちつもたれつ」、個人と社会の双方が共に成長していくための相互依存関係の構築
 - 徹底した個の尊重と個の主体的働きかけによる成熟した市民社会の創造

引用：岩間伸之(2014)「支援困難事例と向き合う 18事例から学ぶ援助の視点と方法」中央法規

意思決定・意思表示がなされる 障害者の「暮らし」

- 和洋問わず、高齢者や障害者の区別なく、施設や病院からの地域移行の流れ
- 地域で生きる思いと覚悟ありきで主体者として生きる
 - 地域自立生活におけるリスクを背負って生きる
 - 介助がなければいけない、ばかりではない
- その人生をできる限り「豊かでおもしろい」ものに
- 生活主体者としての、本人の意思決定・意思表示が重要

引用：北野謙一(2015)「ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること」ミネルヴァ書房

意思決定・意思表示に向けた 支援のあり方

【エンパワーメント支援の原則】

- エンパワーメント支援の原則のもとで、その社会参加の選択肢の幅を広げる体験を共に繰り広げ、本人の年齢・性別に一般的な社会参加・参画の広がりを本人と共に楽しむこと
- エンパワーメント:共に生きる価値と力を高める

【意思表示支援の原則】

- 本人の使いうるあらゆる表現・表出・表明方法を駆使して、本人がその思いを表明することを支援する

引用:北野誠一(2015)「ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること」ミネルヴァ書房

意思決定・意思表示に向けた 支援のあり方

【自己覚知と民主的討議の原則】

- 常に複数の支援者と多様な専門職のチェックに開かれた状況を設定し、自分の立ち位置や影響力に自覚的であること
- 家族や支援者の本人への影響力は当然のことであり、自由で対等な話し合いの場を持つ

【本人のリスクを冒す自由と、支援者の見守る自由の原則】

- リスクや失敗を冒す本人の自由を支えながら、本人のリスクやクライシスに関して、それを常にコミュニケーションしサポートをすること

引用:北野誠一(2015)「ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること」ミネルヴァ書房

現状の権利擁護活動からの展開 について

- 本人の意思決定が困難な場合においても、イギリスの「2005年意思決定能力法」のような手続きが求められる
 - 無力で権利侵害にさらされやすい本人をできる限り権利侵害から遠ざけ保護する



- どんなに重い障害を有していても、本人の自己決定・自己選択が何らかの形で支援可能であり、本人はそれをその生活の中で行っているのであり、そのことを最大限理解・共感し、支援・尊重すること

引用：北野誠一(2015)「ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること」ミネルヴァ書房

現状の権利擁護活動からの展開 について

【提言】

- 先述の4つの原則をもとに考えた場合、これからの本人や支援者、社会環境等はどうのように整えていけばよいのか？
- 【エンパワーメント支援の原則】
- 【意思表示支援の原則】
- 【自己覚知と民主的討議の原則】
- 【本人のリスクを冒す自由と、支援者の見守る自由の原則】